

日本国際救急救助技術支援会細則

第1条 この細則は、定款56条に定めるところによりこれを定める。

(海外事業)

第2条 定款第5条の1項①でいう救急救助技術及び防災技術支援事業については、国内事業及び海外事業に分け、海外事業については次のとおり定める。

- 1 海外事業に参加する場合は、理事会が実施する海外支援参加者研修を受講するものとする。なお、同研修会は、電磁式方法等により変え実施することができる。
- 2 海外事業に参加に際し、理事会が募集する募集要項により応募したものの中から理事会において決定する。
- 3 海外事業参加に際しては、理事会が募集する募集要項により応募した者の中から理事会において決定する。
- 4 海外事業参加に際して、参加に伴う一切の費用は原則参加者の負担とする。但し当該事業に対する助成等得られた場合には、理事会で協議し助成額を決定する。
- 5 海外事業に際して参加者は、所定の書式により誓約書を理事長宛提出するものとする。

(支援対象国及び地域の決定)

第3条 定款5条でいう支援対象国及び地域の決定は、理事会で決定する。

(入会手続き)

第4条 定款第6条及び第7条で入会を希望するものは、当会ホームページを使用し当該ホームページの入会欄より所定の手続きにより申し込み、理事長の承認を受けるものとする。

(入会者の承認)

第5条 理事会は、定款第6条及び第7条で入会申込があった場合は、速やかに承認手続きを実施し、入会の可否について当該申込者に回答するものとする。

(入会申込者及び入会者の個人情報取扱)

第6条 理事会は、入会申込者及び入会者の個人情報が他に漏洩することのないように厳正に取り扱うとともに理事長が厳重に保存するものとする。

(入会者の会費納入)

第7条 理事会により入会を承認された入会申込者は、概ね1週間以内に当会所定の口座に納入するものとする。

- 1 振込先は、以下のとおりとする。

金融機関名：三井住友銀行

支店名：三宮支店(サンノミヤ シテン)

口座名：日本国際救急救助技術支援会

(ニホンコクサイキョウキョウキョウジョギジュツシエンカイ)

代表 正井 潔 (マサイ キヨシ)

店番号：410

口座番号：9141053

2 理事会は入金確認後、所定の手続きとして当会のメーリングリストに登録すると共に、次年度以降の年会費口座振込用紙を入会者に送付するものとする。

(既存会員の会費納入)

第8条 定款第6条及び第7条の既存会員は、毎年5月1日から5月31日までの間に、該当する会費を自動振替により当会所定の口座へ引き落とすものとする。

(会費の額)

第9条 定款第8条で言う会費の額は、定款雑則の記載とおりである。

(資格の喪失)

第10条 定款第9条(3)でいう滞納とは、口座引き去り時に引き去ることが出来なく、督促するも期限内に返信のない、または引き去れない場合とする。

(退会届)

第11条 定款第10条でいう退会届の提出とは、任意の書式で「退会届」と明記し理事長に対し届け出るものとする。

(部会)

第12条 定款第15条でいう会の円滑な運営のため各種部会を置くこととする。

1 各種部会は、理事会の承認を受け若干名の部会員を置くことができるものとする。

(1) 総務部 庶務、会計、国内各種交渉、資器材輸送等、総会、式典に関すること

(2) 企画・広報部 広報全般、新規会員勧誘、情勢金探査及び申請、研修会企画立案に関すること

(3) 国内外事業部 海外技術支援の企画立案、テキスト関係、国内外事業に関すること

(総会議決事項)

第13条 定款第23条でいう議決事項は、当会メーリングリストにより賛否を問うことができ、この返信を有効票とする。

(付則)

この細則は、平成19年4月22日から施行する。

この細則は、平成30年4月7日から施行する。